

荒尾市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する誓約書

荒尾市長 様

荒尾市介護保険住宅改修費受領委任払いを受任する際、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費の支給及び同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給について法令を遵守します。
- 2 荒尾市が必要と認める場合は現地調査に立ち会い、必要な説明、書類の提出等に協力します。
- 3 介護保険住宅改修費受領委任払いに際し、次のいずれかの行為を行った場合は、介護保険住宅改修費受領委任払いの利用をできなくなることについて異議は申しません。
 - (1) 虚偽の支給申請を行った場合
 - (2) 不適切な住宅改修を行った場合
 - (3) 住宅改修に際し、対象者に不誠実な対応をとった場合
- 4 前項により荒尾市介護保険住宅改修費受領委任払いの利用ができなくなった場合、荒尾市ホームページ等により利用停止中である旨及びその理由を公表されても異議は申しません。

年 月 日

(事業者名)

(代表者氏名)

印

(所在地) 〒 - TEL ()